E―㉘―43924
株式会社サロンテリア大林
E―⑬―43925
株式会社矢野商会
E―⑳―43926
宮坂　浩樹
E―㉓―43927
村松　拓磨
E―㉓―43928
株式会社万建
E―㉓―43929
株式会社ドアテックイーグル
E―㉓―43930
株式会社スイング名古屋
E―㉗―43931
ピープルズハウス株式会社
E―㉓―43932
稲波　和洋
E―㉓―43933
株式会社ヒロインテリアデザイン
E―⑧―43934
有限会社シンヨー
E―㊵―43935
林　久信
E―㉖―43936
完山　剛雄
E―⑬―43937
株式会社原商店
E―㉑―43938
宮崎　明彦
E―㉑―43939
有限会社中部アシスト
E―㉓―43940
有限会社T―CRAFT
E―⑬―43941
株式会社細野商会
E―⑳―43942
山岸　和市
E―㉚―43943
株式会社モリ
E―㉙―43944
田尻　洋一
E―㊷―43945
園　淳一郎
E―⑬―43946
株式会社花とみどり社
E―⑩―43947
北村　祐三
E―㉚―43948
伸井　勇人
E―㉗―43949
アリエ株式会社
E―㉓―43950
株式会社Wテック
E―⑬―43951
有限会社アクツ工務店
E―㉗―43952
エムズコーポレーション株式会社
F―㊹―1291
三信産業株式会社
F―㉓―1294
有限会社エス・ケイ・エム
F E―㊵―1290
博多装工株式会社
F E―㉞―1292
株式会社社RISE　Corporation
F E―㉗―1293
株式会社ナカヤマ

○法務省告示第四百号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年九月十日から効力を生ずる。

平成二十三年八月二十四日

法務大臣　江田　五月

名古屋市中川区長

○外務省告示第二百九十号

平成二十三年八月十一日にディリで、東ティモール民主共和国における「民主的な国政選挙による平和構築計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　民主的な国政選挙による平和構築計画の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与

2　贈与額　一億三千五百万円

3　署名者

日本側　北原巖男在東ティモール大使

国際連合開発計画　田中美樹子在東ティモール事務所長

平成二十三年八月二十四日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百九十一号

平成二十三年五月二日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成十五年三月二十五日付けの交換公文に従ってスリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになった農村経済開発復興計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ民主社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十五年五月二十二日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十三年八月二十四日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百九十二号

平成二十三年七月二十七日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十五年三月二十八日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったアジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十五年七月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十三年八月二十四日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百九十三号

平成二十三年八月九日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十六年三月三十一日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったタクモ水力発電所増設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十七年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十三年八月二十四日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百九十四号

平成二十三年八月十二日に北京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が中華人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億八千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　丹羽宇一郎在中国大使

中国側　俞建華商務部部長助理

平成二十三年八月二十四日

外務大臣　松本　剛明

○農林水産省告示第千六百二十八号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十年七月二十五日農林水産省告示第千百九十二号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年九月一日から施行する。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域のうち、北緯二十三度以北及び南緯三十度以南の海域の項の次に次のように加える。

○外務省告示第二百九十五号

平成二十三年八月十五日にプノンペンで、カンボジア工科大学地圏資源・地質工学部教育機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カンボジア工科大学地圏資源・地質工学部教育機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五千五百七十万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年六月三十日まで

4　署名者

日本側　黒木雅文在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十三年八月二十四日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百九十六号

平成二十三年八月十六日にマニラで、マヨン火山周辺地域避難所整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マヨン火山周辺地域避難所整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億三千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　卜部敏直在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十三年八月二十四日

外務大臣　松本　剛明